

明監第42号
2021年(令和3年)8月23日

明石市長 泉 房穂様

明石市監査委員 藤本一彦
同 藤田隆大
同 尾倉あき子
同 三好宏

令和2年度明石市健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和 2 年度明石市健全化判断比率及び 資金不足比率審査意見

第 1 審査の対象

- 1 令和 2 年度健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- 2 令和 2 年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

令和 3 年 7 月 8 日から令和 3 年 8 月 23 日まで

第 3 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているか、またその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、計数の点検、関係諸帳簿との照合、関係職員に対する質問等により審査した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

1 比率の状況

当年度における健全化判断比率及び資金不足比率は、次表のとおりである。

(1) 健全化判断比率

(単位:%)

比率名	早期健全化基準	財政再生基準	令和2年度	令和元年度
実質赤字比率	11.25	20.00	—	—
連結実質赤字比率	16.25	30.00	—	—
実質公債費比率	25.0	35.0	3.4	3.0
将来負担比率	350.0	—	25.5	25.5

注: 該当数値がないものは「—」と表示。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。)では、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」や「財政再生基準」以上となった場合には、それぞれ「財政健全化計画」や「財政再生計画」を定めなければならないと規定している。

本市においては、上の表のとおり、当年度もすべての比率において早期健全化基準未満であった。

(2) 資金不足比率

(単位:%)

会計の名称	経営健全化基準	令和2年度	令和元年度
水道事業会計	20.0	—	—
下水道事業会計	20.0	—	—
地方卸売市場事業特別会計	20.0	—	—

注: 該当数値がないものは「—」と表示。

法では、資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合には、「経営健全化計画」を定めなければならないと規定している。

本市においては、上の表のとおり、各会計とも資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されなかった。

2 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

[審査資料]

第1 健全化判断比率の対象となる会計等

対象		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
一般会計		○	○	○	○
特別会計	葬祭事業特別会計	○	○	○	○
	国民健康保険事業特別会計	—	○	○	○
	財産区特別会計	—	—	—	—
	石ヶ谷墓園整備事業特別会計	○	○	○	○
	地方卸売市場事業特別会計	—	○	○	○
	介護保険事業特別会計	—	○	○	○
	後期高齢者医療事業特別会計	—	○	○	○
	病院事業債管理特別会計	○	○	○	○
企業法適用	母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	○	○	○	○
	水道事業会計	—	○	○	○
	下水道事業会計	—	○	○	○
一部事務組合等					
兵庫県後期高齢者医療広域連合		—	—	○	○
地方独立行政法人					
地方独立行政法人明石市立市民病院		—	—	—	○
その他市が損失補償している団体等					
兵庫県信用保証協会		—	—	—	○

注: 「○」表示が対象となる会計等。

第2 比率の状況及び算定方法

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質収支の赤字額の標準財政規模に対する比率である。当年度も実質赤字額が生じていないため、「－」表示となっている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質収支の赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率である。当年度も連結実質赤字額が生じていないため、「－」表示となっている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。前年度に比べ 0.4 ポイント上昇し、3.4%となっており、早期健全化基準(25.0%)を大きく下回っている。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}{(3 \text{か年平均}) \text{ 標準財政規模 } - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金} \text{に係る基準財政需要額算入額})}$$

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。前年度と同率の 25.5%となっており、早期健全化基準(350.0%)を大きく下回っている。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

2 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。各会計とも資金不足額が生じていないため、「-」表示となっている。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

第3 算定の各項目の数値

健全化判断比率の数値

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一般会計等の実質赤字額	△ 900,920	△ 685,525	△ 2,025,632
標準財政規模	58,815,015	60,155,403	62,890,264
連結実質赤字額	△ 9,542,156	△ 8,419,896	△ 10,221,891
地方債の元利償還金	11,258,379	11,515,337	11,508,153
準元利償還金	2,126,942	1,972,446	1,892,440
特定財源	3,847,856	3,751,851	3,587,873
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	7,993,065	7,849,792	7,814,489
将来負担額	155,556,205	153,330,720	153,189,516
充当可能基金額	20,396,040	20,194,951	20,703,749
特定財源見込額	31,887,864	31,398,411	30,852,622
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	88,963,160	88,381,193	87,539,395

注:「△」表示は参考として黒字額を表す。

資金不足比率の数値

(単位:千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
水道事業会計			
資金の不足額	△ 4,265,843	△ 3,703,062	△ 4,185,164
事業の規模	5,556,256	5,326,370	4,530,751
下水道事業会計			
資金の不足額	△ 2,466,259	△ 2,987,011	△ 3,241,212
事業の規模	5,887,250	5,806,191	5,736,700
地方卸売市場事業特別会計			
資金の不足額	0	0	0
事業の規模	181,538	182,871	181,068

注:「△」表示は参考として資金剰余額を表す。